

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和4年7月21日)

京都労働局長(当局)は、令和4年7月21日(木)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

長年にわたる定員削減と新型コロナウイルス感染症に関する業務が増加する中、国民へのサービスの提供と職員の健康を守る観点から、京都労働局の体制についての認識と人材確保のための対応方針を明らかにすること。

【当局】

働き方改革の推進、女性活躍の推進、長時間労働の抑制や適法な労働条件の確保、非正規雇用労働者の雇用の安定、新型コロナ関連の助成金等の業務など、取り組むべき施策は多数あり、加えて、観光産業や飲食、小売業などが多い京都では、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けるなど、増大する行政需要に対して現状の人員体制では限界に達していると認識している。今後、あらゆる機会をとらえて当局の独自性を訴えるなどし、職員の大幅増員を関係機関に要望していくこととしたい。

2 【全労働京都支部】

昨年的人事院勧告に基づく一時金の引き下げなど、職員の処遇が悪化していく中、今年度は急激な円安で物価が高騰しており、職員の生活に影響が出ている。また、低水準の高卒初任給、正規雇用職員と非正規雇用職員の給与格差、再任用職員の一時金をはじめとする職務に見合っていない給与制度などの問題もあることから、現状に対する処遇の改善を図ること。

【当局】

俸給表水準の引き下げ等は、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、かつ士気にもかかわるものと認識している。

当局の職場の実情、職員の給与実態や生活実態等を踏まえた適切な処遇の改善が講じられるよう関係機関に要望していきたい。